

特別養護老人ホームかなはし苑（ショートステイ）重要事項説明書

令和5年6月1日より

1、事業の目的

社会福祉法人聖寿会が開設する特別養護老人ホームかなはし苑（以下「事業所」といいます。）の従業員は、介護保険法令の趣旨に従って、要介護状態にある高齢者の心身の状態を踏まえ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより利用者の心身機能の維持並びに介護家族の身体的・精神的負担の軽減を図るよう援助することを目的とします。

2、事業所の概要

名称	特別養護老人ホームかなはし苑
所在地	奈良県橿原市雲梯町9-4-1
連絡先	0744 (24) 5551 F A X 0744 (24) 5555
管理者	南 儀 行
営業日	年中無休
営業時間	原則として午前9時から午後6時まで
利用定員	16人（長期114人：空所利用あり） 但し、災害時等においては定員を超えて利用者を受け入れる場合があります。
緊急連絡先	電話 0744 (24) 5551 原則として24時間連絡可。
営業区域	橿原市

3、法人の概要

事業者名	社会福祉法人 聖寿会
所在地	奈良県橿原市雲梯町2-8番地
連絡先	電話 0744 (24) 5551 F A X 0744 (24) 5555
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 南 儀 行

法人の行う他の事業

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホームかなはし苑）
- ・通所介護、第一号通所事業（特別養護老人ホームかなはし苑）
- ・介護予防短期入所生活介護（特別養護老人ホームかなはし苑）
- ・指定居宅介護支援（かなはし苑居宅介護支援事業所）
- ・介護老人保健施設（介護老人保健施設リンク橿原）
- ・介護予防入所療養介護（介護老人保健施設リンク橿原）
- ・通所リハビリ、介護予防通所リハビリ
（介護老人保健施設リンク橿原 通所リハビリテーション）
- ・通所介護、第一号通所事業（リハビリデイサービスセンター輝き）

4、当事業所の従業員、職務内容等

- ・管理者1名（事業所の従業員及び業務の管理を一元的に行う）
- ・生活相談員2名（利用申込等の調整、短期入所生活介護計画作成、家族との連絡調整等を行う）
- ・介護職員42名（短期入所生活介護計画に基づいて適切な介護サービスを提供する）
- ・看護職員4名以上（利用者の健康状態の把握及び看護等の処置を行う）
- ・機能訓練指導員1名（利用者の日常生活上の機能訓練を行う）
- ・事務職員2名（必要な事務一般の業務を行う）
- ・医師1名（利用者の健康管理を行う）
- ・栄養士1名（利用者の栄養管理を行う）

- ・介護支援専門員 2 名（短期入所生活介護サービス計画等の作成及び関係機関との連絡調整を行う）

5、事業内容等

- (1) 短期入所生活介護計画の作成
- (2) 介護（食事、入浴、排泄、起居等生活一般）
- (3) 食事の提供
- (4) 機能訓練
- (5) 健康管理
- (6) 相談及び援助
- (7) 教養娯楽の提供
- (8) 緊急時の対応

6、利用料

短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、「特別養護老人ホームかなはし苑（ショートステイ）重要事項説明書（別紙）」に記載のとおりとします。

7、事業の実施地域

原則として、奈良県橿原市とします。

8、私物に関して

- (1) 原則として、貴重品はお持ちにならないで下さい。入浴時等、自己管理できない場合がありますので、お小遣いもできるだけ少額にしてください。
- (2) 衣類は、当方で洗濯し、感染予防の為に、塩素剤で消毒したり、かなり高温で乾燥機にかけます。それが原因で、脱色や縮み等が発生する場合がありますが、ご容赦下さい。
- (3) 私物には必ず名前を記入してください。セーター等、名前の書きにくい物は、裏に当て布をして記入してください。特に入浴時の衣類の紛失には万全の注意を払いますが、汚染したり、他の利用者の方が間違っ持ち帰られる可能性もあります。当方も出来るだけその様な事のない様努めますが、万一の場合はご容赦下さい。又、あまり高価なものは、身につけてお越しにならない様お願いいたします。

9、健康診断書の提示

本サービスを受ける前に、利用者の健康診断書を提示して頂きます。診断書の様式は別に定めます。又、継続利用される場合は、原則として年 1 回、体調の急変等で当施設が必要と判断した場合は、都度診断書の提示を求めます。健康管理、施設内感染、体調の急変時の対応に必要なものですので、宜しく願います。但し、当施設の嘱託医の判断により、サービスが受けられない場合があります。

10、サービスの中止

短期入所生活介護計画にできるだけ添ってお世話をしますが、看護職員等がその日の体調をチェックし、体調が悪いと判断しますと、利用者と相談のうえ、サービスを中止させて頂く場合があります。又、普段と比べ、体調が悪い時や車酔いされた時は、必ず申し出て下さい。

11、秘密の保持及び個人情報の保護

当事業所の従業者は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は保証人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙 1 のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。

12、緊急時、事故発生時の対応

当事業所は、短期入所生活介護のサービス提供中に利用者の病状の急変が生じた場合、事故が発生した場合、その他必要な場合は、速やかにかかりつけ医又は協力医療機関と連絡を取る等、必要な措置を講じます。また家族、緊急連絡先等に直ちに連絡します。

13、非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、又消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行っています。その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

14、虐待防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的に開催するとともに、その結果について、事業所の従業者に周知徹底を図ります。
 - (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
 - (3) 事業所において、事業所従事者等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
 - (4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
2. 前項各号は、令和6年3月31日までに運用を開始するものとします。

15、ハラスメント対策

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

16、提供するサービスの第三者評価の実施状況

未実施

17、賠償保険

契約書第22条の場合、当法人は下記保険に加入しています。

加入保険名	社会福祉施設総合賠償共済制度団体契約 「しせつの共済」
	損害保険ジャパン日本興亜株式会社

18、重要事項説明書の変更

この「重要事項説明書」は、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、作成しています。よって、上記法令等の改正に伴い、都度内容を変更します。内容を変更した場合は、改正された「重要事項説明書」により説明します。

19、サービスの苦情相談窓口

当法人は、提供したサービスに、利用者からの苦情の申し立てや相談があった場合、できる限り速やかに対応します。サービス提供に関しての苦情や相談がある場合には、下記の相談窓口までご連絡下さい。

- 窓 口：特別養護老人ホームかなはし苑（ショートステイかなはし苑）
住 所：奈良県橿原市雲梯町9-4-1
責任者：管理者
担当者：相談員

TEL 0744 (24) 5551 FAX 0744 (24) 5555

受付時間は、午前 9 時から午後 6 時までです。

緊急の場合は、原則として 24 時間受け付けます。

- 介護保険の苦情や相談に関しては、他に下記の窓口があります。
 - (介護保険サービスの苦情について)
 - (介護保険のサービスの質や契約上のトラブルについて)
 - ・ 橿原市役所 介護保険課
TEL 0744(22)4001 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
 - ・ 奈良県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情処理窓口
 - ・ TEL 0744(29)8319

かなはし苑短期入所生活介護(ショートステイ)重要事項説明書 (別紙)

令和6年4月1日より

1 利用料

短期入所生活介護(ショートステイ)を提供した場合の一日の利用料の額は、次のとおりです。

(1) 保険適用部分

① 基本料		(単位：円)、()は単位数			
区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室	6132 (603)	6834 (672)	7576 (745)	8288 (815)	8990 (884)
従来型個室	6132 (603)	6834 (672)	7576 (745)	8288 (815)	8990 (884)

- ②送迎 片道1871円(184単位) 往復3742円(368単位)
- ③看護体制加算(I) 40円(4単位)
- 看護体制加算(II) 81円(8単位)
- 看護体制加算(III)ロ 61円(6単位)
- 看護体制加算(IV)ロ 132円(13単位)
- ④サービス提供体制加算(I) 223円(22単位)
- ⑤サービス提供体制加算(II) 183円(18単位)
- ⑥サービス提供体制加算(III) 61円(6単位)
- ※④、⑤、⑥はいずれかのみ
- ⑦認知症行動・心理症状緊急対応加算2034円(200単位)入所日から7日を上限
- ⑧認知症専門ケア加算(I) 30円(3単位)
- 認知症専門ケア加算(II) 40円(4単位)
- ⑨在宅中重度受入加算1 4281円(421単位)
- 在宅中重度受入加算2 4240円(417単位)
- 在宅中重度受入加算3 4200円(413単位)
- 在宅中重度受入加算4 4322円(425単位)
- ⑩夜勤職員配置加算I 132円(13単位)
- 夜勤職員配置加算III 152円(15単位)
- ⑪療養食加算(1食1回当たり) 81円(8単位)1日3回を限度
- ⑫医療連携強化加算 589円(58単位)
- ⑬緊急短期入所受入加算 915円(90単位)利用開始より原則7日
(やむを得ない事情がある場合は14日を上限)
- ⑭長期利用者に対する短期入所生活介護 -305円(-30単位)
連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合
- ⑮看取り連携体制加算 650円(64単位)
- ⑯口腔連携強化加算(月1回限度) 508円(50単位)
- ⑰生産性向上推進体制加算I(1ヵ月につき) 1017円(100単位)
- 生産性向上推進体制加算II(1ヵ月につき) 101円(10単位)
- ⑱介護職員等処遇改善加算I 総単位数14.0%加算
- ⑲介護職員等処遇改善加算II 総単位数13.6%加算
- ⑳介護職員等処遇改善加算III 総単位数11.3%加算
- ㉑介護職員等処遇改善加算IV 総単位数9.0%加算

※⑱、⑲、⑳、㉑はいずれかのみで令和6年6月1日より適用されます。

※介護保険が適用された場合、利用者負担は、檀原市の地域区分が「7級地」であるため、単位数に10.17円を乗じた金額となっています。自己負担は、料金の一部負担となります。上記金額は、1回あたりの目安を表示したものです。1カ月の合計で計算した場合、小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。

※負担割合証の負担割合に応じた利用者負担になります。

(2) 保険適用外料金

①食事代（1日に付き） 1732円（朝食306円、昼食713円、夕食713円）

※減額証をお持ちの方は、下記の金額に減額されます。

利用者負担第1段階 300円

利用者負担第2段階 600円

利用者負担第3段階① 1000円

利用者負担第3段階② 1300円

②おやつ代（1日に付き） 102円（利用者の希望によりおやつを提供します。）

③滞在費（1日に付き） 多床室 915円 従来型個室 1231円

※減額証をお持ちの方は、下記の金額に減額されます。

利用者負担第1段階 多床室 0円 従来型個室 380円

利用者負担第2段階 430円 480円

利用者負担第3段階 430円 880円

※③滞在費については、令和6年8月1日より適用されます。

④特別な室料（従来型個室） 1000円

⑤その他日用品費 実費

⑥送迎交通費

利用契約書第11条第4項の事業所の通常事業実施区域は、橿原市です。

橿原市外のサービスに関しては、都度、ご相談下さい。

⑦キャンセル料

利用契約書第11条第5項のキャンセル料は、次のとおりとします。サービスの取り止めが必要になった時は、できるだけ早く、ご連絡下さい。

・ご利用になる前日の午後6時までにご連絡いただいた場合。無料

・ご利用になる当日の午前8時までにご連絡いただけない場合。自己負担分。

ただし、入院等のやむを得ない事情のある場合はこの限りではありません。

2 料金及び内容の変更

この「重要事項説明書（別紙）」は、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、作成しています。よって、上記法令等の改正に伴い、都度料金を変更します。料金及び内容を変更した場合は、改正された「重要事項説明書（別紙）」により説明します。

令和 年 月 日

短期入所生活介護サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____

氏名 _____ 印

事業者 所在地 奈良県橿原市雲梯町94-1
法人名 社会福祉法人 聖寿会
名称 特別養護老人ホームかなはし苑 印
代表者名 南 儀 行

説明者職名 _____ 氏名 _____ 印